

(参考 2) 調査方法

1 平成16年観光入込調査の概要

(1) 調査の概要

「全国観光統計基準」(P10~11参照)に基づき、観光入込調査の対象となる施設等を全面的に見直しました。

(調査時期)平成16年1月1日~12月31日

(調査対象施設)以下の基準により市町村が選定しました

ア)「観光・レクリエーション施設」及び「行・祭事、イベント」

a 観光客(定義はP11参照)の利用が大半を占めると推察され、かつ、年間の観光入込客総数が1万人以上又は特定時期の観光入込客総数が月間5千人以上の施設等。

又は

b 過去から調査を継続していたり、今後の観光振興のため注目しておくべき施設等。

イ) 宿泊施設

観光客の利用が大半を占めると推察されるホテル・旅館、民宿・ペンション等の民営宿泊施設、ユースホステル、社会教育施設、公共の宿泊施設、キャンプ場。

(調査方法)

ア) 観光・レクリエーション施設及び行・祭事、イベント

a) 観光・レクリエーション施設

- ・市町村が施設の管理者へ月別の入込数を聞き取りました。
- ・管理者が不在の施設や、管理者が入込数を把握していない施設については、市町村がサンプリング調査等により入込数を推計しました。

(年間入込数を推計するため特定の日に実際に入込数をカウントする調査)

b)行・祭事及びイベント

- ・市町村が主催者等へ入込数を聞き取りました。

イ) 宿泊施設

a) 市町村が施設の管理者へ月別の宿泊客数を聞き取り、外国人宿泊客数についても新たに調査を行いました。

(2) 調査方法の変更点

従来の調査方法との主な変更点は以下のとおりです。

(表 16) 観光入込調査方法の主な変更点

項目	旧	新
「観光」の定義	レクリエーションなどを含む広い意味とする	「全国観光統計基準」に従い、定義を明示(欄外参照)
「観光客」の定義	観光を目的(兼ねている場合も含む)として、観光地を訪れた4歳以上の者	年齢の規定をなくすとともに、「全国観光統計基準」に従い、定義を明示(欄外参照)
調査対象施設等	年間入込数が1万人を超えると見込まれる施設等	「全国観光統計基準」を一部修正した基準を設定
市町村からの提出データ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要観光施設への入込数 ・日帰り客延べ人数 ・宿泊客延べ人数 ・利用交通機関別の人数 ・消費金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・レクリエーション施設への月別入込数 ・行・祭事及びイベントへの入込数 ・月別宿泊客数(外国人含む) ・利用交通機関比率(任意)
調査施設等の分類(区分)		「全国観光統計基準」の分類に準じる(表 5参照)

1 「観光」及び「観光客」の定義

(1) 「観光」の定義

「観光」とは、余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの。ここでは、余暇、ビジネス、その他の目的のため、普段生活している環境を離れ、継続して1年を超えない時間の旅行をし、また滞在する人々の以下に示す諸活動を意味する。

レジャー、レクリエーション

事業・事務

保健・治療(ただし、医療目的のための入院などは除く)

(2) 「観光客」の定義

通常的生活環境以外の場所へ旅行し、そこでの滞在目的が報酬を得ることではない者。

- (1) に示す観光の諸活動目的で観光地点を訪れた者及び本来他の目的が中心で観光地点を訪問したが、(1) に示す観光の諸活動も併せて行う者を指す。

2 「全国観光統計基準」への対応について

(1) 全国観光統計基準の目的と意義

ア) 目的

都道府県ごとに個別に行われ、各種の基準が統一化されていない現状にある観光統計の集計手法及び観光統計の集計基準等を整理し、全国的に比較可能な観光統計の統一的な集計基準を作成し、これに基づいた全国観光統計調査を実施することを目的とする。

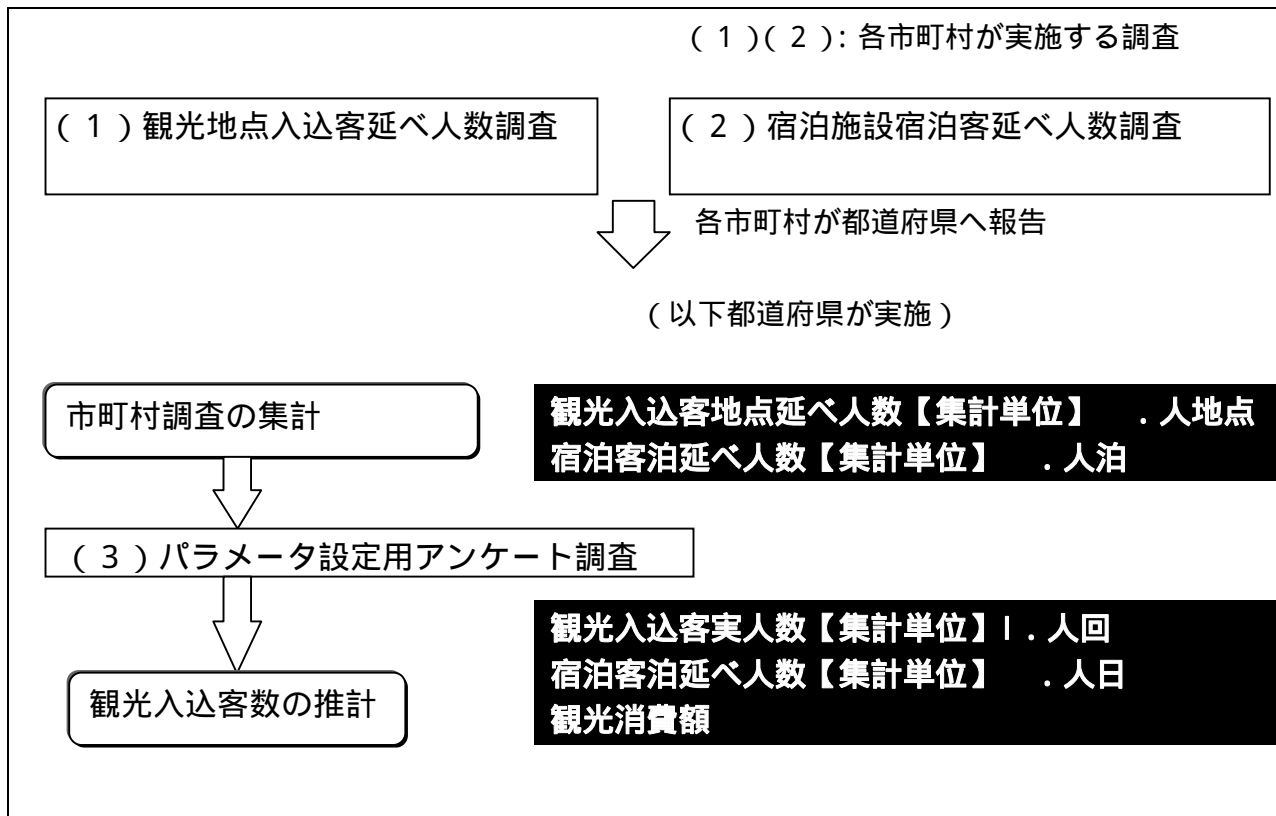
イ) 意義(効果)

全国観光統計基準を実施する効果は以下のとおりである。

- ・ 都道府県、市町村および国が行う観光振興策のために必要な資料となる。
- ・ 経営者、産業団体等の市場分析、マーケティング、投資、地域開発に資する情報となる。
- ・ 基準の全国統一化で、各都道府県にとって地域内を客観的に評価するための重要な資料となり、より適切な観光政策、振興計画が立てやすくなる。
- ・ 交流人口統計の重要な参考資料となる。
- ・ 観光経済効果推計、観光事業の費用対効果分析のもととなるデータであり、適切な推計、分析が可能となる。

ウ) 「全国観光統計基準」の流れ

「全国観光統計基準」の流れは以下のとおりである。



(2)「全国観光統計基準」の単位

「全国観光統計基準」で定める観光統計上、重要な4つの単位は、以下のとおりである。

単位		内容
実人数	人回 <small>にん がい</small>	観光地を訪れた実際の観光客の人数 「観光入込客実人数」と呼ぶ ...日帰りでも宿泊でも、観光客の1回の来訪を1人回と数える 【活用目的】 ・ 交通需要量の予測 ・ 観光経済効果の把握
	人日 <small>にん にち</small>	1日単位でみた観光地の中にいる観光客の実際の人数 「観光入込客日延べ人数」と呼ぶ ...日帰りは1人日、1泊2日は2人日、2泊3日は3人日と数える 【活用目的】 ・ 税収、雇用等の地域における観光経済効果の把握 ・ 環境に与える影響の把握 ・ 上下水道、ガス等の基盤・供給処理施設規模の決定
延べ人数	人泊 <small>にん ほく</small>	1日単位でみた観光地内に宿泊した観光客の人数 「宿泊客泊延べ人数」と呼ぶ ...1人の観光客が連泊すると延べ人数として計上される。1泊2日は1人泊、2泊3日は2人泊 【活用目的】 ・ 宿泊施設など観光関連施設整備・運営 ・ 上下水道、ガス等の基盤・供給処理施設規模の決定 ・ 税収、雇用等の地域における観光経済効果の把握 ・ 宿泊業への経済効果の把握
	人地点 <small>にん ちてん</small>	観光地内の観光地点・施設を訪れた利用客数の合計人数 「観光入込客地点延べ人数」と呼ぶ ...1人の観光客が複数の観光施設・地点を利用すると重複して計上される。1人の観光客が3つの施設を利用すると、3人地点 【活用目的】 ・ 観光地点ごとの観光関連設備整備・運営 ・ 観光地点ごとの基盤・供給処理施設規模の決定 ・ 観光地点ごとの観光経済効果の把握

(3) 「全国観光統計基準」に基づく「観光客動態調査」について

(調査時期及び実施回数) 平成16年2月から11月までの間の1～4回

(調査実施施設) 県内の観光・レクリエーション施設、宿泊施設のうち、「全国観光統計基準」の分類や、実施地域のバランスに配慮し、所在市町村と協議し調査実施施設を決定しました。

(調査対象者) 調査実施施設への訪問客(宿泊客)

・調査実施箇所数	全 41地点
観光・レクリエーション施設	24地点
宿泊施設	17地点

(調査方法)

ア) 「^{とめお}留置きアンケート調査」

「宿泊施設」及び「観光・レクリエーション施設」の訪問客(宿泊客)に対して、アンケート調査を実施しました。市町村を通じて、県が調査実施施設の管理者へアンケート用紙の配布・回収を依頼しました。

イ) 「聞き取りアンケート調査」

県職員及び調査実施施設の所在市町村職員が、観光客(特定の団体旅行者に偏らないよう、男女別の幅広い年齢層)に対し、聞き取り調査を実施しました。

(主な調査項目)

- ・「居住地(旅行の出発地)」
- ・「旅行中県内で訪問した場所、訪問する予定の場所数(アンケート実施施設を含む)」
- ・「旅行中の県内での平均宿泊数」
- ・「旅行中の県内における平均消費金額」
- ・「旅行中に不満に感じたこと」等

(有効回答数)

	全 6,515
ア) 留置きアンケート	3,420
宿泊施設	1,391
観光・レクリエーション施設	2,029
イ) 聞き取りアンケート	3,095
観光・レクリエーション施設	3,095